

学校給食費改定（案）について

1. 学校給食費の仕組みおよび現状

(1) 学校給食法第 11 条第 2 項

給食用食材費の購入に必要な学校給食費は、保護者の負担となっている。

(2) 芦屋町における現状

- ・ 現行の学校給食費は、令和 6 年 4 月に改定された。
- ・ 近年の食材価格の高騰に対して、献立や調理方法を工夫し、より安価な食材を調達することなどにより、学校給食の水準維持に努めてきた。
- ・ 令和 6 年度における賄材料費の支出状況は給食費調定額に対する比率で 101.7%。
- ・ 令和 7 年度においても、福岡県学校給食会から調達する物資の価格は前年度より約 12%増加しており、その他の物資も値上げが続いている。

2. 学校給食費の改定状況（月額・一食単価）

| 改定年月 | 小学校 | | 中学校 | |
|-------------|------------------|-------|------------------|-------|
| 平成 20 年 4 月 | 3,800 円 (+200 円) | 225 円 | 4,500 円 (+200 円) | 275 円 |
| 平成 26 年 4 月 | 4,100 円 (+300 円) | 245 円 | 4,800 円 (+300 円) | 295 円 |
| 令和元年 10 月 | 4,300 円 (+200 円) | 250 円 | 5,100 円 (+300 円) | 310 円 |
| 令和 6 年 4 月 | 4,800 円 (+500 円) | 275 円 | 5,400 円 (+300 円) | 320 円 |

※学校給食費の負担軽減措置（令和 4 年度～令和 8 年度）

子育て世代の経済的負担の軽減を図り、子育て支援に貢献することを目的に、令和 6 年 7 月までは町内の小中学校の給食費の半額相当額を町が負担。令和 6 年 9 月からは給食費の全額を町が負担し、実質無償化となっている。

3. 郡内の給食費一食単価（令和 7 年 4 月時点）

| | 小学校 | | 中学校 | | 備考 |
|-----|---------------|-------|---------------|-------|----------|
| 芦屋町 | 275 円 | 193 回 | 320 円 | 187 回 | |
| 岡垣町 | 290 円 (+15 円) | 189 回 | 340 円 (+20 円) | 186 回 | R7.4 月改定 |
| 遠賀町 | 285 円 (+10 円) | 185 回 | 340 円 (+20 円) | 180 回 | R7.4 月改定 |
| 水巻町 | 275 円 (±0 円) | 186 回 | 336 円 (+16 円) | 180 回 | R7.4 月改定 |

※（ ）内は芦屋町との差額

4. 令和7年度の状況

令和7年度1学期終了時点における食材費の実績は以下のとおり。

【一食単価との差額】

小学校の平均 303.4円 (+28.4円、10.3%増加)

中学校の平均 349.7円 (+29.7円、9.3%増加)

基本物資(牛乳、米、パン)の値上げが大きな原因と思われる。(資料2参照)

【現行の給食費】

月額：小学校 4,800円(275円/日)、中学校 5,400円(320円/日)

年額：小学校 52,800円、中学校 59,400円

5. 学校給食費の改定案

1学期終了時点における一食単価平均を見ると、現行の一食単価と大幅な差があり、今後、給食の内容を現状維持していくと、令和7年度の賄材料費の支出状況が給食費調定額に対する比率は、令和6年度と同様に100%を超え、実質的な赤字になることが見込まれる。

しかし、学校給食は成長期にある生徒児童の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供するという役割をもっている。また、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材としての役割も持っており、四季折々の食材を提供する必要もある。物価が高騰している中、現行の給食費では現在提供している給食の質や量を保つことができず、学校給食としての役割を果たすことが困難となっている。よって、令和8年度から給食費の改定を検討するため、以下の改定案を示す。

【案1】

令和7年度の状況を踏まえた改定を行う。

・現行一食単価に増加分(小：10.3%、中：9.3%)かけて算出。端数四捨五入。

① 小学校 一食単価(現行275円)を300円とする。(25円、+9.1%)

② 中学校 一食単価(現行320円)を350円とする。(30円、+9.4%)

○改定後の学校給食費の算出額

| 改定後 | 小学校 | | 中学校 | |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| | 一食単価 | 増加分 | 一食単価 | 増加分 |
| 一食単価 | 300円 | +25円 | 350円 | +30円 |
| 年間回数(予定) | 191回 | | 184回 | |
| 算出額(年額) | 57,300円 | +4,500円 | 64,400円 | +5,000円 |
| 月額(年額÷11月) | 5,200円 | +400円 | 5,800円 | +400円 |

【案2】

令和8年度以降も物価高騰の傾向が続く可能性があるため、案1よりも値上げ幅を大きくしたものの。

- ・案1の増加分（小：10.3%、中：9.3%）に令和8年度の値上げ幅（3.5%※令和5年度、令和6年度、令和7年度（推計値）の3か年の値上げ幅平均）を加えたものにかけて算出。端数は四捨五入。

① 小学校 一食単価（現行275円）を310円とする。（+35円、+12.7%）

② 中学校 一食単価（現行320円）を360円とする。（+40円、+12.5%）

○改定後の学校給食費の算出額

| 改定後 | 小学校 | | 中学校 | |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| 一食単価 | 310円 | +35円 | 360円 | +40円 |
| 年間回数（予定） | 191回 | | 184回 | |
| 算出額（年額） | 59,210円 | +6,410円 | 66,240円 | +6,840円 |
| 月額（年額÷11月） | 5,400円 | +600円 | 6,000円 | +600円 |

6. 今後のスケジュール

- ・11月 教育委員会定例会
- ・11月 政策会議（方針決定）
- ・12月 議会民生文教委員会報告
- ・12月～1月 保護者通知